

令和6年度 文京区障害者地域自立支援協議会

第1回 権利擁護専門部会 要点録

日時：令和6年7月30日(火)14時30分～16時30分

会場：文京シビックセンター5階 C会議室

出席者：

協議会会長 東洋大学 福祉社会デザイン学部 教授 高山 直樹

親会委員 文京槐の会 は〜と・ピア2 施設長 松下 功一

文京区障害者基幹相談支援センター 所長 美濃口 和之

委員 文京区障害者就労支援センター 主任 皆川 譲

文京地域生活支援センターあかり 施設長 清水 健太

弁護士 坂井 崇徳

司法書士 箱石 まみ

社会福祉士 新堀 季之

文京社会福祉士会 幹事 保坂 勇人

文京区民生委員・児童委員協議会 本富士地区副会長 今本 美和子

知的障害者相談員 山口 恵子

当事者委員 久米 佳江

文京区社会福祉協議会 権利擁護センター係長 平石 進

区委員 福祉政策課 地域福祉係長 宮原 駿一

障害福祉課 身体障害者支援係長 福田 洋司

障害福祉課 知的障害者支援係長 須田 浩史

予防対策課 精神保健係長 佐藤 祐司

予防対策課 保健指導係長 柳瀬 裕貴

欠席者 当事者委員 杉浦 幸介

事務局 文京区社会福祉協議会 事務局次長 石樵 さゆり

文京区社会福祉協議会 権利擁護センター 伊藤 真由子

文京区社会福祉協議会 権利擁護センター 古賀 四季穂

1. 開会

2. 議題

議題1 文京区障害者地域自立支援協議会について

資料第2-1号、2-2号、に基づき説明。

議題2 令和6年度文京区障害者地域自立支援協議会について

資料第2-3号、2-4号に基づき説明。

議題3 令和6年度各専門部会の検討事項について

資料第3号に基づき説明。

【質疑応答】なし

議題4 令和5年度権利擁護センター対応実績報告

資料第4号に基づき説明。

議題5 令和5年度文京区成年後見中核機関の実施状況報告

資料第5号、資料第6号、資料第7号に基づき説明。

【質疑応答】

●資料第4号のスライド15「本人障害種別」で精神障害が減少している点について、理由はわかっているのか。また、資料第5号の2ページにある弁護士勉強会とはどういったものか。

●令和4年度突出して対応回数が多かった方が終結したことが影響している。スライド15の件数は人数ベースではなく対応件数ベースでデータを出しており、対応している人数自体は大きく変化していないが、対応回数が減少している。

●弁護士勉強会は本富士地区に限定したもの。令和3年度まで地域包括支援センター主催で、区内に事務所等がある弁護士と定期的な勉強会をしており、令和4年度から本富士生活あんしん拠点と権利擁護センターも加わって、定期的に年3回合同開催している。障害の支援者と介護の支援者がつながりあうような勉強会も企画、実施した。

●資料第4号スライド14の連携先件数の1件というのは、お金をおろしに行くのが1件なのか、相談を受けたら1件なのか。「1件」の数え方はどのようにカウントしているのか。

●件数の考え方については、社協の記録をつけるシステムをベースにカウントしている。本人宅を訪問し、支援が終結するまでが1件という考え方。

議題6 権利擁護専門部会における取組みについて

資料第8号、資料第9号に基づき説明。

【質疑応答】

●最近精神障害者の新規就職者の割合が高まってきているが、精神障害者の1年後職場定着率が50%を切っている状況。半数が退職する理由として、就労で困った時の相談先がわからない、労働条件の適性を図る仕組みがない、職場で障害者に対する差別があるとの相談を受ける。合理的配慮の提供が雇用主の義務として定められているが、雇用側の意識が希薄と感じる。中小零細企業の方が離職率が高く、企業規模が大きくなるにつれ離職率が下がる傾向があり、中小零細企業に対して発信することが必要かもしれない。障害者の法定雇用率は上昇傾向にあり、障害者雇用を促進する視点も必要と感じた。

●確かに4月から法定雇用率がアップし企業からの相談が増えている。企業の中には、とりえず障害者を紹介してほしいというところも多々ある。就労支援センターだけではその解決はできないので、ハローワークなど就労に関わるところと雇用に関してシステムや雇用に至った時の助成金についても話をしていかななくてはいけないと就労支援専門部会でも話が出ていた。

いきなり会社から30人紹介してと言われたりすることもあるが、誰でもいいと言うわけではないと思うので、支援者側もマッチングを慎重に行うようにしている。

区内で中小企業を対象に助成金制度もある。障害者雇用についての説明や雇用前の実習交通費の助成を案内しているが、実績はさほどないため課題に感じている。

●資料第9号の「よりよく成年後見制度を利用していただくために」と障害者雇用の話がどうつながってくるのか。法定雇用率の制度的問題はありますが、本人の就労がうまくいく可能性が後見制度のどことつながる議論なのか確認したい。

●20代の精神の方の後見人をしており、将来自立して後見が外れる形にしたいと希望がある。障害年金と生活保護費のみでの生活は厳しく、いきなり障害者雇用で正社員になることも難しいと思われるため、徐々にステップアップしていく道筋が立てられれば生活保護が外れて類型の見直しや本人が望む自立につながるのではないかと考えている。特に精神、軽度知的の若い方にとっては就労が大きいと考える。

●昨日、子ども支援専門部会で会合があった。療育や教育は福祉のアセスメントが異なり、空間的にも時間的にも語り合える場がないという話が出た。後見制度も意思決定支援の中にも含まれ、意思決定支援も子どもから始まる。子どもが自己決定してくることがないといけないため、計画相談の筋が1本通っていることが必要。本人の意思決定をどういう風にみんなで支えていくかがないと、後見人は財産管理をするだけで、マッチングしてもあまり意味がない。

●後見というと高齢のイメージがあり児童の発想にならないというのは引っ掛かっていたところ。その意味ではこのイメージ案はどんどんブラッシュアップしていくものだと思う。

議題7 ライフステージにおける意思決定支援について

資料10号に基づきケース紹介。

【質疑応答および意見交換】

●地域で単身生活していた時から、わからないことがあると相談に来て、わからないことをどう説明したらいいかもわからなくなってしまうことがあり、話を聞きながら整理することが多かった。自分で秘めた意思はあるものの、表面上はこちらの話を進め、後から違う行動を試みたりする。その場ですぐ考え行動することは難しいため、グループホームで出た話と計画相談で聞いた話を受けて多面的に提案している。今後介護保険に切り替わる際にも計画相談がしっかりつなげ、伴走していくことが必要な方だと思っている。

●精神だとグループホームは通過型でなく長期滞在型もあるのか。

●都内には通過型と滞在型がある。通過型は一般的に2～3年の間に次の居住先を考える。滞在型はそれよりもゆっくりと時間をかけて自立に向けて動いていく。滞在型でも、都内には自立に向けて働きかけていくところもある。現在のグループホームも、最初は職員との相性もあり管理も厳しかったが、今の職員とはしっかり話しながら自分で活動されている。最近施設から失踪して、他区で発見されたということもあり、今後については今まさに話をしているところ。

●通販で買いすぎてしまい、返品対応を何度かしている。グループホーム入居後は携帯を購入されたりしており、後見制度を検討するきっかけを相談していた。本人の気持ちも聞きつつ、そこで本人の不利益にならないといいと思いながら支援者の皆さんと検討している。

●グループホームで管理者が通帳や印鑑、電話も本人が必要な時に管理者の方が渡しているようだが、本人のやりたいことをどのように実現できるかを考えることも意思決定支援だと思う。

●退院支援の経過を聞いていた状況もあり、支援者が頑張っただけで地域移行した方と認識している。一昔前より地域移行が制度化され、地域で暮らすことができるように徐々にできてきている。支援者の意識が変わってきた結果、この方が地域で暮らしてグループホームに入り、地域の資源とつながっているという意味では意思決定支援を本人の言葉に乗っ取って支援者がやった結果だと思う。この方の支援経過を共有できて良かった。

●感想になるが、こういったいろんな状況に応じて本人の要望が変わる方の場合、それに合わせて支援が変わ

っていくのがいいのか、安定させるのがいいのか悩む。本人が「これは駄目だな」と思うのを待っていると大変。ある程度本人が考えていかないと聞いてくれない状況がよくあるが、障害によってはそういった特性も異なるのかなと感じた。成年後見制度の利用に関してはちょっと違うのかなと思った。

●障害があり就労している方のケースで、服薬を自己判断で止めてしまい体調が悪化したケースがあり、本人は必要ないと判断して止めたが周りはそう思わないようなケースでは、本人の思いと支援者の思い双方のすり合わせをしてやっと支援がうまくいくと思う。この方も、もう少し状態が落ち着いて視野が広がるときにB型作業所(という選択肢)が出てきてもいいと思う。

●普段は知的障害者の支援を行っており、知的だと保護者に相談できるケースが多いように思うが、今回の精神のケースでは本人のみの意思を考える必要がある事案だと思い、本人の本当にやりたいことがどこにあるのか、考えながら聞いていた。また、知的係では虐待防止センターも担っており、最近、精神障害があるご本人からの通報が多くなっている印象がある。このケースも通帳や印鑑を管理されているという文言で、ご本人から「経済的な虐待ではないか」と支援者側に言われなかったかとも考えた。支援者側が一般常識で考える本人が不利益にならないようにという思いと、本人がこれやりたいあれ買いたいという思いに乖離があるので難しいと感じた。

●色んなサービスが使えているんだなと感じた。10年も入院していたのに退院の際に訓練をしなかったのか、習得が難しかったのか。私が関わっていた方で何度も入退院を繰り返していた方がおり、その方は最後の入院で学習をしてこられて、体調が悪くなる状態を避けられるようになった。この方も1人の時期が長かったので精神的に辛い思いをしておりそこがベースになっているのではないかと感じた。

●本人の状況をそのままにしていくわけにもいかず、シャットアウトするわけにもいかない為なかなか難しい。私も最近になり検討すること自体が重要だということがわかってきた。チームがうまく機能していると感じた。人(後見人)がライフステージにずっと存在することが大事。ずっと関わっていける安定性が地域であると感じた。

●もし自分がこの方の後見人だったらと想像していた。経過を見て、サービスが無い中で一人暮らしをしていて、支援者の方が本人の考えを尊重しながら対応してきたことを感じた。退院後入院は一度もしていないのか。

一していないと思う。

●不安定になってくると、入退院を繰り返す人もいる中で、本当に支援者の方が見守ってきたんだと思う。ここに後見人が入ると、取消に追われるような感じになると思う。生活を成り立たせるレベルのことをして、本人との関係性が築けないのではないかと感じる。妄想はどういった妄想があるのか。

●たまに誰かが家の前でとんとんしていくという発言があったりするが、確固たる妄想があつてそれにとらわれているというような症状はない。

●お金に関するエピソードの方が多い。お金があまり手元にない時に、お金を盗られましたと言ったりする。最終的には自分で使ったというのがわかるが、そうした言い方をしたりすることがある。

●本人的には生活保護でお金が制限されている中、買いたいものが買えないことがストレスで、いろいろと買ったり、突飛な行動に出してしまうのか。

●夜眠れなくて深夜番組(通販番組)を見て連絡してしまうことがあった。冷静に「それはもう持っているよね」と話してみると「いらない」となったりする。不眠の状況を埋めるための行為で買い物をしている感じがする。

●65歳になってこの状態で介護に行くのは難しいと思う。今までの支援の方々が引いてしまわないか心配なところ。

●この方が家族と疎遠なのかわからなかった。成人されている子どもたちが母親について何も考えていないのか気になった。また統合失調症とあるが、認知症の症状と重なるところがあると感じた。金銭管理については

生保に関係性を求めない方もいる中で、この方は幸せな方だと感じた。

●今の状況で考えると、後見利用はこちら側の社会的通念で財産を守るためではない。管理を強化するためであり、本人にとっては意味がない。意思決定させない環境に長期間いた人が地域移行したところで決定できないのは当然。ここで重要なのは顕在化してる問題より、苦悩に焦点を当てること。苦悩とは本人の叫びと嘆きとうめき。ピア的な対話からくる支え合いを都心部はもっと発展させてほしい。社会資源を新しく作らなければ専門職だけでは難しい。そこの体制づくりや役割分担があるといいと思う。

議題8 障害者・児計画事業評価について

資料第11号に基づき説明。

【質疑応答】

●2-1-5の相談支援事業の数値目標の「4」というのは、何が4か。

●数値の4というのは地域生活支援センターの一部と行政をカウントしており、生活支援センターのあかり、エナジーハウス、みんなの部屋、行政で4ということで目標を4にしている。この数値に関しては、増えないし、減らないということ。

●2-3-4の成年後見等申立費用助成は件数少ないが、この理由は何か。

●申立て費用助成は社協で行っている事業だが非課税者や生活保護受給者を対象としており、診断書や鑑定費用が助成の対象となっている。鑑定が入らないことも多く、実質助成が印紙代等の1万円程度で、あまりメリットを感じていただけていないのかもしれない。周知が足りていない可能性もある。

議題9 その他

●本日の議題は以上になるが、他になにかあるか。ーなし。

●次回の権利擁護専門部会は10月頃を予定。日程の詳細は追って連絡する。

3. 閉会